

## 平成28年度社会福祉法人等に対する指導監査の結果

### 1 指導監査の実施状況

平成28年度における指導監査は、茨木市社会福祉法人等指導監査の実施に関する規則に基づき、実施方針及び実施計画により、実地による指導監査を実施した。

実施状況については、本市が所管する社会福祉法人25法人のうち14法人、また社会福祉施設等については40施設の全施設に対し、本部運営、会計管理、職員処遇、利用者支援、食事提供について指導監査を行った。

本市が実施した指導監査の実施状況の内訳については、次のとおりである。

○指導監査の実施状況（平成28年度）

種別	対象法人・施設等数	実施法人・施設等数	実施率
社会福祉法人	25	14	56%
保育所（私立）	17	17	100%
保育所（公立）	5	5	100%
特別養護老人ホーム	3	3	100%
小規模保育事業	14	14	100%
事業所内保育事業	1	1	100%
計	65	54	83%

### 2 指導監査の結果の概要について

#### (1) 本部運営に関するもの

法人本部14件に対して監査を実施したところ、本部運営で48件、本部会計で51件の文書指摘を行った。

本部運営では、「役員選任・手続き関係について」が全体の25%あり、本部会計では、「会計書類について」が全体の39%あった。

#### (2) 施設等運営に関するもの

社会福祉施設等40件に対して監査を実施したところ、施設会計で39件、職員処遇で56件、利用者支援（保育所・小規模保育事業・事業所内保育事業）で26件、食事提供で24件の文書指摘があった。利用者支援（特別養護老人ホーム）においては、文書指摘は0件であった。

施設会計では、「会計書類について」が全体の38%あり、職員処遇では、「人事管理について」が全体の31%あり、利用者支援（保育所・小規模保育事業・事業所内保育事業）では、「施設設備について」が全体の31%あり、食事提供では、「衛生管理について」が全体の58%あった。

指摘事項ごとの割合については、次項に記載する。

## 2 指導監査の指摘事項について

### 【法人に対する文書指摘】

(本部運営)

文書指摘事項	文書指摘数	割合
1 定款について	2	4%
2 登記について	2	4%
3 役員選任・手続き関係について	12	25%
4 評議員について	2	4%
5 監事監査について	2	4%
6 理事会・評議員会について	3	6%
7 その他（公印管理、人権啓発等）	25	53%
合 計	48	100%

※文書指摘事項の主な例

#### 1 定款について

- ・定款の内容変更に係る事由に伴う定款変更が行われていないため、所定の定款変更手続きを行うこと。

#### 2 登記について

- ・代表理事の変更登記が遅延しているため、今後は組合等登記令第3条第1項の規定に基づき、代表理事選任後2週間以内に行うこと。

また、資産総額の変更登記が遅延しているため、今後は組合等登記令第3条第3項の規定に基づき、事業年度終了後、確定した財産目録により、2か月以内に行うこと。

#### 3 役員選任・手続き関係について

- ・役員・評議員選任関係書類（役員名簿、就任承諾書、印鑑登録証明書、宣誓書、履歴書、委嘱状）について、一部未整備であるため、整備すること。

#### 6 理事会・評議員会について

- ・長期に亘り評議員会に出席していない評議員が見受けられるので、開催日時の調整を十分に行うこと。なお、調整後においても出席がない場合は、評議員を変更する等の改善を図ること。

#### 7 その他（公印管理、人権啓発等）

- ・法人において使用されている公印が、公印管理規程（公印台帳）に登載されていないので、早急に搭載し適正な運用を行うこと。
- ・公印の管理状況について、公印管理台帳に定める方法と実態が相違するため、是正すること。

(本部会計)

文書指摘事項	文書指摘数	割合
1 会計管理について	10	20%
2 会計書類について	20	39%
3 出納事務について	9	17%
4 財産管理について	1	2%
5 決算について	2	4%
6 資金収支計算書について	8	16%
7 事業活動収支計算書について	1	2%
合 計	51	100%

※文書指摘事項の主な例

- 1 会計管理について
  - ・会計責任者及び出納職員、予算管理責任者、固定資産管理責任者が任命されていないので、任命し、職務発令及び辞令等の交付を行うこと。
  - ・経理規程について、不適切な個所が見受けられるので、是正すること。
- 2 会計書類について
  - ・注記について、記載内容に不備が見受けられるので是正すること。また、省略できない項目について該当がない場合、省略せずに当該項目に「該当なし」等と記載すること。
  - ・附属明細書について、不備が見受けられるので是正すること。
- 3 出納事務について
  - ・指導監査当日の小口現金残高と小口現金出納帳の残高が一致しないため、適正に管理すること。
- 5 決算について
  - ・寄附金の取扱いが不適切であるので、寄附金の受領にあたっては、寄附金台帳及び寄附金収入明細表の整備を行うこと。
- 6 資金収支計算書について
  - ・契約について、随意契約を行う際には、複数業者から見積もりを徴し、比較する等、適正な価格を客観的に判断すること。
  - ・理事長専決事項に定める金額を超える高額な物品納入の契約について、理事長専決とせず理事会で承認を得てから行うこと。

## 【施設に対する文書指摘】

(施設会計)

文書指摘事項	文書指摘数	割合
1 会計管理について	3	8%
2 会計書類について	15	38%
3 出納事務について	11	28%
4 財産管理について	2	5%
5 決算について	0	0%
6 資金収支計算書について	6	15%
7 経費按分について	1	3%
8 保育所について	1	3%
合 計	39	100%

※文書指摘事項の主な例

1 会計管理について

- ・経理規程の文言について、修正・追記を要する箇所が見られるため、社会福祉法人モデル経理規程を参考に見直しを行うこと。

2 会計書類について

- ・注記について、記載内容に不備が見られるので是正すること。

3 出納事務について

- ・金銭収入があった場合は、直ちに支出に充てることなく、経理規程に基づき、一旦取引金融機関に預け入れること。

6 資金収支計算書について

- ・契約について、経理規程に定める金額を超える工事（高額な物品購入）については、一般競争入札（指名競争入札）を行うこと。また、経理規程に定める随意契約を行う際には、複数業者から見積もりを徴し、比較するなど、適正な価格を客観的に判断すること。

(職員処遇)

文書指摘事項	文書指摘数	割合
1 職員配置について	3	5%
2 職員会議・研修について	4	7%
3 人事管理について	17	31%
4 規則・規程関係について	11	20%
5 健康管理について	12	21%
6 非常災害対策について	9	16%
合 計	56	100%

※文書指摘事項の主な例

- 1 職員配置について
  - ・施設長の出勤・勤務状況が不明確なため、施設長の勤務状況については、出勤簿等で適切に管理すること。
- 3 人事管理について
  - ・労働者名簿は、派遣職員及び日雇労働者を除く全職員のものを整備すること。
- 4 規則・規程関係について
  - ・管理職手当について、給与規程と実態が相違しているので、是正すること。
  - ・労使協定（24条協定、36条協定、変形労働時間制、育児介護休暇の適用除外に関する労使協定）を締結すること。
- 5 健康管理について
  - ・労働者を雇い入れた際は、労働安全衛生規則第43条に規定する項目について、漏れなく健康診断を実施すること。
- 6 非常災害対策について
  - ・消防計画に基づき、避難及び消火訓練は毎月実施するとともに、記録を整備すること。

（利用者支援（保育所・小規模保育事業・事業所内保育事業））

文書指摘事項	文書指摘数	割合
1 施設設備について	8	31%
2 保育方針計画について	5	20%
3 健康管理について	4	15%
4 保育時間及び一斉休園について	1	4%
5 事故発生の防止等について	4	15%
6 苦情解決体制等について	4	15%
合 計	26	100%

※文書指摘事項の主な例

- 1 施設設備について
  - ・保育室内の備品については、落下防止、転倒防止の措置を講じること。
  - ・非常口・非常階段、消火器設置場所の前や廊下等に物品が置かれており、緊急時の対応に支障をきたすので、速やかに撤去すること。
- 3 健康管理について
  - ・医薬品の一部に期限切れのものが見受けられたが、医薬品については適正に管理すること。
- 5 事故発生の防止等について
  - ・事故が発生した際は、迅速かつ適正に対応するとともに、その採った処置を記録

し、原因を解明し再発防止のための策を講じること。

6 苦情解決体制等について

- ・園で定める苦情解決体制に沿って、苦情を適切に解決するように努めること。

(利用者支援(特別養護老人ホーム))

※文書指摘事項なし。

(食事提供)

文書指摘事項	文書指摘数	割合
1 運営形態・栄養管理について	5	21%
2 食事内容について	4	17%
3 他機関の指導・助言等について	0	0%
4 給食経費について	0	0%
5 衛生管理について	14	58%
6 調乳室について	0	0%
7 その他	1	4%
合 計	24	100%

※文書指摘事項の主な例

1 運営形態・栄養管理について

- ・給与栄養量が給与栄養目標量と乖離(不足、過剰)しているため、献立内容の見直しを行うこと。

5 衛生管理について

- ・調理業務従事者の雇い入れ、配置替えの際には必ず検便を実施し、その結果を確認してから調理業務に従事させること。
- ・調理従事者用の爪ブラシは共用とせず、調理に従事する人数分を用意すること。